九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

[011] 九州大学附属図書館研究開発室年報 : 2006/2007

https://doi.org/10.15017/8092

出版情報：九州大学附属図書館研究開発室年報. 2006/2007, pp.1-72, 2007-06-01. 九州大学附属図書館研究開発室
バージョン：
権利関係：

関連規則等

九州大学附属図書館規則

平成16年度九大規則第139号
施行：平成16年4月1日
最終改正：平成18年4月1日

（趣　旨）
第１条　この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第１号。以下「学則」という。）第10条第２項の規定に基づき、附属図書館の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目　的）
第２条　附属図書館は、図書館資料を収集管理し、九州大学（以下「本学」という。）の職員及び学生の調査・研究に資することを目的とする。

（館　長）
第３条　学則第25条の規定により、附属図書館に、館長を置く。
２　館長は、総長が指名する副学長をもって充てる。

（副館長）
第４条　学則第25条の規定により、附属図書館に、副館長を置く。
２　副館長は、本学の教授のうちから、館長の推薦により、総長が任命する。
３　副館長の任期は、２年とする。ただし、当該副館長への就任時における館長の任期の終期を超えることはできない。
４　副館長は、再任されることができる。

（分　館）
第５条　附属図書館に、分館として、病院地区に医学分館を、大橋地区に芸術工学分館を、筑紫地区に筑紫分館を、六本松地区に六本松分館を、伊都地区に理系図書館を置く。

（分館長）
第６条　分館に、分館長を置く。
２　医学分館の分館長は、病院地区に置かれた部局の教授をもって充てる。
３　芸術工学分館の分館長は、大橋地区に置かれた部局の教授をもって充てる。
４　筑紫分館の分館長は、筑紫地区に置かれた部局の教授をもって充てる。
５　六本松分館の分館長は、九州大学六本松地区運営協議会規則（平成16年度九大規則第29号）第１条に規定する六本松地区運営協議会（以下「運営協議会」という。）において本学の教授のうちから選ばれた者をもって充てる。
６　理系図書館の分館長（「理系図書館長」と称する。）は、伊都地区に置かれた部局の教授をもって充てる。
７　分館長は、館長の統轄のもとに、分館の事務を掌理する。

（研究開発室）
第６条　附属図書館に、研究開発室を置く。
２　研究開発室の業務及び組織に関し必要な事項は、総長の承認を経て、館長が定める。

（部局図書室）
第７条　附属図書館に、次の部局図書室を置く。
（１）　文系合同図書室
（２）　生体防御医学研究所図書室
（３）　情報基盤センター図書室

（記録資料館）
第８条　附属図書館に、記録資料館を付設する。
２　記録資料館の組織、運営等に関し必要な事項は、総長の承認を得て、館長が定める。

（商議委員会）
第９条　附属図書館に、図書館に関する重要事項を審議するため、商議委員会を置く。
２　商議委員会の組織、議事の手続その他必要な事項は、総長が別に定める。

（分館運営委員会）
第10条　分館に、分館の運営等を審議させるため、分館運営委員会を置く。
２　各分館運営委員会の組織、議事の手続その他必要な事項は、当該分館が置かれた地区の部局（六本松分館運営委員会にあっては、運営協議会）の意見を聞いて、館長が定める。

（運　営）
第11条　この規則に定めるもののほか、附属図書館の運営等に関して必要な規則は、総長の承認を得て、館長が定める。

附　則
この規則は、平成16年４月１日から施行する。
附　則（平成16年度九大規則第227号）
この規則は、平成17年４月１日から施行する。
附　則（平成17年度九大規則第16号）
この規則は、平成17年10月１日から施行する。
附　則（平成17年度九大規則第88号）
この規則は、平成18年４月１日から施行する。

九州大学附属図書館研究開発室規程

平成17年度九大規程第54号
施行：平成18年４月１日

（趣　旨）
第１条　この規程は、九州大学附属図書館規則（平成16年度九大規則第139号）第６条の２の規定に基づき、研究開発室の業務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（業　務）
第２条　研究開発室は、次に掲げる業務を行う。
（１）　九州大学（以下「本学」という。）の研究成果、貴重資料等の電子化及び発信に係るシステム等の研究開発
（２）　情報リテラシー教育に関する研究開発及び支援
（３）　電子図書館システムの整備及びIT技術を活用した図書館利用に関する研究開発
（４）　伊都キャンパス新図書館計画策定のための調査研究
（５）　国際連携の推進に向けた外国大学図書館等に関する調査研究
（６）　地域貢献の推進に向けた展示会及び講演会の企画及び実施
（７）　図書館業務に関し高度な専門知識を有する図書館職員の養成
（８）　その他図書館サービスの改善に関する研究開発

（組　織）
第３条　研究開発室は、室長及び室員をもって構成する。

（室　長）
第４条　室長は、附属図書館長をもって充てる。
２　室長は、研究開発室の業務を掌理する。

（室　員）
第５条　室員は、研究開発室に所属する教員並びに次条及び第７条に規定する者をもって充てる。
２　室員は、室長の命を受け、研究開発室の業務を行う。

（兼任の教員）
第６条　研究開発室に、兼任の教員を置くことができる。
２　兼任の教員は、本学の教員のうちから附属図書館長の推薦に基づき、総長が任命する。
３　兼任の教員の任期は１年とし、再任を妨げない。

（研究開発室特別研究員）
第７条　附属図書館長は、研究開発室の業務を継続的かつ発展的に推進するため、研究開発室の業務に携わった本学の元教員を研究支援者として委嘱することができる。
２　前項の研究支援者を研究開発室特別研究員と称する。
３　研究開発室特別研究員の任期は１年とし、再任を妨げない。

（雑　則）
第８条　この規程に定めるもののほか、研究開発室の業務等に関し必要な事項は、室長が定める。

附　則
この規程は、平成18年４月１日から施行する。

九州大学附属図書館研究開発室要項

（平成８年３月19日附属図書館商議委員会承認）
（平成18年３月10日附属図書館長伺定）

（趣　旨）
１　この要項は、九州大学附属図書館研究開発室規程（平成17年度九大規程第54号）第８条の規定に基づき、九州大学附属図書館研究開発室（以下「研究開発室」という。）の業務等に関し必要な事項を定めるものとする。

（研究開発）
２　附属図書館長は、研究開発事項及び期間を定め、研究開発事項に適した者を室員として選抜するものとする。

（総長への室員の推薦）
３　附属図書館長は、総長に室員を推薦するにあたり、室員が所属する部局等の長の承諾を得るものとする。

（研究開発成果等の報告）
４　研究開発室長は、研究開発の成果及び進捗状況を適宜商議委員会等に報告するものとする。

（運営経費）
５　研究開発室の運営に関する経費は、附属図書館の予算上可能な範囲で支弁するものとする。

（その他）
６　この要項に定めるもののほか、研究開発室の運営については、研究開発室長の定めるところによる。

附　則
この要項は、平成８年４月１日から実施する。
附　則
この要項は、平成13年７月16日から実施、平成13年７月１日から適用する。
附　則
この要項は、平成18年４月１日から実施する。

九州大学附属図書館研究開発室年報

編集規定

（目　的）
１　本誌は、本学附属図書館研究開発室の年間の活動状況を報告することを主たる目的とし、併せて、本学附属図書館研究開発室員及び本学図書館職員の研究活動成果としての論文、報告記事等を掲載することを目的とする。

（編集委員会）
２　編集委員会を本学附属図書館研究開発室に置く。編集委員会は、館長、副館長、研究開発室専任室員、事務部長から構成する。

（論文・記事の投稿）
３　投稿原稿は、投稿規定に従い、下記編集事務局へ送付または持参する。投稿原稿は、上記編集目的に沿った未発表原稿であること。

〈投稿先〉
附属図書館図書館企画課企画係

（編集事務）
４　編集事務は、附属図書館図書館企画課企画係において処理する。

（校　正）
５　初校及び再校は、投稿者の責任において行う。

投稿規定

1　原稿は横書きとし、下記指定文字数で作成する。本文及び図・表・図版（写真）も含め、原則として、刷り上り（横書き２段組み）10ページ以内とする。

１行23字・48行（2208字）

2　原稿は電子メールまたはフロッピーディスク等の媒体での投稿を原則とする。本文はテキスト形式（txt形式）、MS-WORD形式、一太郎形式のいずれかとし、図はgif, jpeg, tiff, ai, bmp, pict, eps形式とする。

3　原稿は次の順に記載する。
１）標題（和文及び英文）　２）執筆者名（和文、読み仮名及びローマ字）　３）所属及び職名　４）所属先の電話番号・内線番号、電子メールアドレス　５）抄録（和文で250文字程度）　６）本文　７）注記　８）引用文献　９）参考文献

4　表記は次のとおりとする。
１）表記は常用漢字、現代かなづかいに従う。
２）数字は算用数字を用いる。
３）引用文献、参考文献の記載は、科学技術情報流通技術基準SIST-02-1997「参照文献の書き方」に従う。
４）表・図・図版については、投稿時におよその挿入位置を指定すること。

5　本誌に掲載された著作物の著作権は著者に帰属する。ただし、本誌は冊子で発行するとともに、電子版を公開するため、本誌に掲載される研究活動報告並びに投稿された著作物については、電子化の許諾をしたものとみなす。